

越前市公告

公募型プロポーザルに係る手続き開始について

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので次のとおり公告する。

令和7年10月24日

越前市長 山田 賢一

1 業務概要

(1) 業務名

越前市上下水道業務包括委託

(2) 業務場所

越前市役所4階 上下水道お客さまセンター（越前市府中一丁目13番7号）

(3) 業務の区域

越前市上下水道事業等の設置等に関する条例（平成17年条例第228号）第2条に規定する給水区域及び処理区域とする。なお、収納業務及び滞納処理業務については日本国内とする。

(4) 委託の範囲越前市上下水道業務包括委託要求水準書のとおり

(5) 契約上限額（5年間総額）

573,320,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。また、参考見積金額は、上記の契約上限額を超えてはならないものとする。

(6) 契約形態

5年間の複数年契約とする。

(7) 契約締結日（予定）

令和8年1月13日（火）

(8) 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

なお、本契約締結日から令和8年3月31日までの期間は準備期間とし、受託候補者は本業務開始時から円滑に業務を履行することができるよう自己の責任と負担において、業務に係る引継、従業員の確保及び研修等を行うものとする。

2 参加資格要件

プロポーザルへの参加を申込む事業所（以下「参加申込事業所」という。）に必要とされる資格要件は次のとおりとする。

- (1) 共同企業体（以下「J V」という。）又は複数企業・組合により構成される特別目的会社（以下「S P C」という。）のいずれかとし、構成企業（以下「構成員」という。）のうち、1 社以上は、越前市に主たる営業所を有し、かつ越前市水道事業及び下水道事業に関する業務の履行実績を有すること。
- (2) J V又はS P C（以下「J V等」という。）の構成企業数は、2 社又は3 社とすること。
- (3) J V等の代表企業の出資比率は最大であること。また2 社の場合、構成員の最小の出資比率は3 0 %以上、また3 社の場合、構成員の最小の出資比率は2 0 %以上であること。
- (4) J V等の構成員は、同一案件に係る他の構成員でないこと。
- (5) J V等は、業務開始時において次の有資格者を配置すること。なお、有資格者は構成員のいずれかと3 箇月以上の継続的な雇用関係が確認できる者であること。
 - ア 国土交通大臣及び環境大臣が認定する「給水装置工事主任技術者」
 - イ 福井県下水道協会が認定する「下水道排水設備工事責任技術者」
- (6) 構成員は、令和7年度の越前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (7) 構成員は、公示日から契約締結日までの間において福井県又は越前市において指名停止等を受けていないこと。
- (8) 構成員は、参加申込時点において以下の要件に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始している者。
 - ウ 法人税及び消費税又は地方消費税を滞納している者。
 - エ 市内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、市税を滞納している者。
 - オ 事業主若しくは団体の役員等（以下「役員等」という。）が暴力団員であること若しくは事業の経営に暴力団員が事実上参加していること若しくは役員等が知りながら暴力団員を雇用し、暴力団員を利用し、若しくは暴力団の維持に関与していること又は役員等が知りながらこれらに該当している者と契約を締結していること（法令の規定により契約の締結の義務がある場合を除く。）が明白であるとき。

3 一般事項

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限	備考
公告	令和7年10月24日（金）	
質問受付締切り	令和7年10月31日（金）午後5時	
質問回答	令和7年11月6日（木）	
参加表明書の受付締切り	令和7年11月10日（月）午後5時	
第1次審査（書類審査）	令和7年11月14日（金）	
参加資格審査結果通知	令和7年11月20日（木）	予定
企画提案書等受付締切り	令和7年11月27日（木）午後5時	予定
第2次審査（第2回審査会）	令和7年12月12日（金）	予定
審査結果通知	令和7年12月19日（金）	予定
契約締結	令和8年1月13日（火）	予定
業務引継ぎ期間	契約締結日～令和8年3月31日（火）	
業務委託開始	令和8年4月1日（水）	

※ 都合により日程を変更する場合がある。

4 質問書の提出及び回答方法

(1) 提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電話連絡の上、質問書（様式第8号）により、電子メールで提出すること。

※提出先アドレスは「suidou@city.echizen.lg.jp」とする。

※件名は「質問: 上下水道業務包括委託に係るプロポーザルに関する事」とすること。

(3) 回答予定日 令和7年11月6日（木）

(4) 回答方法

質問内容及びその回答を全ての参加申込事業所へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

5 参加申込手続き

参加申込事業所は、参加表明書等を作成し提出するものとする。

(1) 提出期限 令和7年11月10日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 越前市建設部上下水道課 料金・使用料グループ

(3) 提出方法 郵送又は持参とする。なお、郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(4) 提出書類 参加表明書（様式第1号）と次に掲げる添付書類

ア 添付書類

A 会社概要（様式第2号）（会社案内等パンフレットでも可）

B 業務実績調書（様式第3号）

- C 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可 発行後 3 箇月以内のもの）
 - D 定款（写し）
 - E 財務諸表（直近 2 箇年の貸借対照表及び損益計算書）
 - F ・納税証明書（市税に滞納のない旨の証明書）（写し可 発行後 3 箇月以内のもの）
 ※市に納税義務がない場合は、申出書（様式第 5 号）を提出すること。
 ・納税証明書（法人税及び消費税又は地方消費税に滞納のない旨の証明書）
 （写し可 発行後 3 箇月以内のもの）
 - G プライバシーマーク認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定（I S
 M S / I S O）の証明書（写し可）
 - H J V で参加申込する場合には
 (A) 共同企業体概要書（様式第 4 号）
 (B) 共同企業体協定書（任意様式）
 - I S P C で参加申込する場合には
 (A) 特別目的会社協定書（任意様式）
- (5) 提出部数 2 部
- (6) 参加資格結果通知
- なお、参加表明書の提出を受け、第 1 次審査（書類審査）において審査を行い、参加資格を有すると認めた者にあつては第 1 次審査結果通知書（様式第 9 号の 2）にて書面により通知する。
- 6 企画提案書の提出
- 第 1 次審査結果通知書（様式第 9 号の 2）にて企画提案書等の提出を要請された者は、要求水準書により企画提案書等を作成し提出するものとする。
- (1) 提出期限 令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木）午後 5 時まで（必着）
 - (2) 提出先 越前市建設部 上下水道課 料金・使用料グループ
 - (3) 提出方法 郵送又は持参とする。なお、郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。
 - (4) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第 6 号）
 ※企画提案書に記載すべき内容等は実施要領を参照。
 - イ 見積書及び積算内訳書（任意様式）
 ※見積書に記載する金額は、契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載すること。
 - ウ 上記ア・イの電子データ（C D 又は D V D）
 - (5) 提出部数 原本 1 部、副本 1 0 部（複写可）

7 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たしているかの審査を行い、参加資格を有すると認めた者にあつては第1次審査結果通知書（様式第9号の2）にて書面により通知する。参加資格を有しないと認めた者にあつては第1次審査結果通知書（様式第9号の3）にて書面により通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

企画提案書等についてのプレゼンテーション等を実施し、総得点が高い者から順に順位付を行い、最も高い者及び次点の者を特定する。なお、総得点が総配点の60点に満たない事業者は、上記の規定に関わらず受託候補者とししない。また、企画提案事業所が1者の場合、第2次審査を実施し総得点70点以上を受託候補者とする。

8 第2次審査（プレゼンテーション等）の実施方法

企画提案書を基に、次のとおり審査会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 企画提案事業所の持ち時間は、概要説明を30分以内、ヒアリングを20分程度実施する。
- (2) プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。
- (3) 出席人数は、企画提案書等の内容を熟知している者で3名以内とする。
- (4) 企画提案事業所が1者しかなかった場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションは実施する。

9 受託候補者の選定

審査会は企画提案書、プレゼンテーション等の内容について総合的に判断し、総得点が高い企画提案事業所を受託候補者として選定する。

なお、審査結果は、全企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式第9号の1）にて書面により通知する。

10 その他

書類の作成等にあたってはこの公告のほか、越前市上下水道業務包括委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び要求水準書を参照すること。